

# 広報家畜衛生

平成28年10月3日 発行  
 徳島家畜保健衛生所  
 〒770-0045 徳島市南庄町5丁目  
 TEL 088-631-8950 FAX 088-631-8938  
 阿南支所 〒774-0013 阿南市日開野町谷田  
 TEL 0884-22-0304 FAX 0884-22-2225

10月から家きんの飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認するために、農場立入を行います。

1. 家畜防疫に関する最新情報を把握できていますか？
2. 衛生管理区域は設定していますか？
3. 衛生管理区域への病原体の持ち込みを防止していますか？
4. 野生動物等からの病原体の侵入を防止していますか？
5. 衛生管理区域の衛生状態は確保していますか？
6. 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処を考えていますか？
7. 埋却等の準備はできていますか？
8. 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管はできていますか？

今回の農場立入時には、万が一、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合を想定し、**農場周辺の空き地や畑、道幅などを調査し、現地の写真を撮ります。**  
 いざ、鶏を殺処分することになった場合、殺処分等作業者が休憩するテント、機械・資材を置くテント、手洗い場、簡易トイレ等が一刻も早く設営できるように、事前に場所を検討するものです。



衛生管理区域及び家きん舎専用の衣類(白衣)と長靴の設置例



家きん舎全体を覆う防鳥ネット



昨年度以降、国内の家きん飼養農場において高病原性鳥インフルエンザの発生はありませんが、中国等においては引き続き家きんにおいて発生しています。

野鳥については、本年6月にロシアとモンゴルとの国境付近において水鳥から、8月には米国アラスカ州においてマガモから、高病原性鳥インフルエンザが確認されています。

高病原性鳥インフルエンザウイルスが北方の渡り鳥の営巣地や中継地に持ち込まれ、これらの地域でウイルスが維持された場合、シベリアなどから東アジア地域に飛来する渡り鳥や北米地域の渡り鳥とアラスカなどで接触する可能性のある渡り鳥が、越冬のために日本へ飛来することによって、新たにウイルスが侵入する可能性があります。

**秋以降も引き続き、厳重な警戒をよろしくお願いします。**